



～自筆証書遺言の方式が緩和～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



「遺言」は自分の財産を誰に遺したいかの意思表示をできる制度で、相続人の間での争いを防止する有効な手段です。「遺言」の方式には、公正証書遺言と自筆証書遺言の方法があります。

公正証書遺言：遺言者が遺言の内容を話し、公証人が文章にまとめて作成。
自筆証書遺言：遺言者が遺言の内容の全文を手書きで作成

自筆証書遺言は、公正証書遺言とはちがい作成費用や証人がいらず、遺言者ひとりで手軽に作成することができる最も簡単な遺言書です。必要なものは、紙とペン、そして印鑑だけです。しかし、自筆証書遺言の問題点として、次のものがあります。

- ①他者の代書（代筆）、パソコンでの作成が認められていないため、すべて遺言者が手書きしなければならない。
- ②作成日や氏名の記入もれ、印鑑の押印漏れによる形式不備の可能性がある。
- ③遺言書の紛失や破棄、偽造される危険がある。
- ④相続の際には、家庭裁判所による検認手続きが必要になる。

◆「自筆証書遺言」方式の緩和（2019年1月13日から）

2019年1月13日からは、遺言書に添付する財産目録をパソコンで作成できるようになりました。これまで「自筆証書遺言」は、添付する財産目録も含め、全文を手書きで書く必要がありました。そのため、作業量が多くなったり、書き写すときに間違えるなどの問題がありました。今回の緩和により、遺言書本体については、従来どおりに手書きで作成する必要がありますが、財産目録については、手書きでなくてもよくなります。具体的には、パソコンで作成した財産目録や、不動産登記事項証明書や預金通帳のコピーなど、自筆によらない書面を添付することができます。なお、添付する書類には、すべてのページに署名と捺印が必要です。

◆「自筆証書遺言の保管制度」（2020年7月10日から）

法務局に自筆証書遺言を保管してもらう「自筆証書遺言の保管制度」が新たに創設されることになりました。遺言者自身が手続きのために法務局に足を運ぶ必要がありますが、手続きの際に法務局の事務官が、本文が遺言者の手書きになっているか、自署押印がなされているかなど、遺言書が有効な形式になっているかを確認してくれることになっています。保管された遺言書は、遺言者が生存中は、遺言者自身のみ返還、閲覧、コピーの交付請求を行うことができます。紛失などのリスクがなくなり、遺言書の存在を家族にも秘密にできます。遺言者が亡くなった場合には、相続人は法務局に遺言書が保管されていないかを確認する申請ができ、遺言書が保管されている場合には、すべての相続人、受遺者、遺言執行者に遺言書が保管されている旨の通知が法務局から届きます。法務局に保管されていた遺言書については、家庭裁判所の検認手続きが不要になります。また、遺言書は法務局にて電子画像データとしても保管されるため、相続人等はどこの法務局からでも遺言書の謄本を取得することができます。これまでのように自宅などで保管するよりも、ずっと確実に遺言書を残すことができます。スタートは2020年7月10日であり1年以上も先で、手数料などの詳細はまだ不明ですが、「自筆証書遺言」の作成されるときには是非とも利用したい制度です。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp